

陳 情 文 書 表

平 2 6 陳 情 第 6 号	平成 2 6 年 6 月 1 7 日 受 理
件 名	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等に関する陳情
陳 情 者	秦野市戸川 7 4 8 - 3 宇野 弘康
陳 情 の 要 旨	
<p>わが国のウイルス性肝炎患者は、350万人以上と推定され、その中には、集団予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウイルスへの感染や、輸血によるB型及びC型肝炎ウイルスへの感染など、医療行為に関連した多数のウイルス性肝炎患者が存在し、「国民病」としてのウイルス性肝炎は、「医原病」としての性格を濃厚に帯びています。</p> <p>こうした中、国は、ウイルス性肝炎患者に対するインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法について、医療費助成を実施しています。</p> <p>しかしながら、国が実施している現行制度の対象は、これら一定の抗ウイルス療法に限定されており、ウイルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がん患者の入院、手術費用等は極めて高額であるにもかかわらず、これらの治療法に該当しないため、その助成の対象外となっています。</p> <p>そのため、高額な医療費負担及び就労不能等の生活困難に直面しているこれらの肝硬変及び肝がん患者に対しては、一層の行政的・社会的支援が求められるところであり、国に提出された「平成26年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書」でも、厚生労働大臣に対する必要な予算措置として、肝硬変及び肝がん患者を含むすべての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設することが挙げられています。</p> <p>「国民病」、「医原病」としてのウイルス性肝炎の特異性を考慮すると、厚生行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策を進めるべきであり、特にウイルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態を踏まえ、現在は助成対象となっていない医療費にも広く助成するよう、早急に制度の拡充を図るべきであります。</p> <p>また、肝疾患の患者に対する生活支援制度の一部である障害年金については、基準の明確化及び適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進められていま</p>	

すが、身体障害者福祉法上の肝臓機能障害の認定制度（身体障害者手帳）は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、ウイルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がん患者への生活支援が十分に発揮されていないとの医師からの指摘も多く出されています。

こうしたことから、身体障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和及び見直しが必要です。

以上のことから、次の事項について地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 ウイルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、ウイルス性肝炎が原因の肝硬変及び肝がん患者の実態に応じた認定制度にすること。